

公益財団法人競走馬理化学研究所馬の飼料検査受託規程

(平成30年11月26日 理事長達第14号)

最終改正 令和7年11月21日

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人競走馬理化学研究所（以下「研究所」という。）の行う馬に与える飼料の薬物検査に係る受託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 馬に与える飼料（以下「飼料」という。）とは、日本中央競馬会等の競馬主催者（以下「競馬主催者」という。）の施設内において馬に与えることを目的に製造又は販売され、かつ、次条各号に掲げるものをいう。
- (2) 飼料の薬物検査（以下「飼料検査」という。）とは、別表に掲げる薬物につき、理事長が別に定める馬の飼料検査法に基づき検査することをいう。

(飼料の種別)

第3条 飼料（以下「検体」という。）は、次の各号により種別する。

- (1) 単体飼料（単一の原材料から成るもの）
- (2) 配合飼料（穀類、牧草を主な原材料とし、ビタミン、ミネラル等を混合したもの）
- (3) 補助飼料（競走馬の栄養摂取を補助することを目的としたサプリメント等）

(依頼手続)

第4条 飼料検査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、飼料検査依頼要領（昭和53年3月17日決裁。以下「依頼要領」という。）に従い、飼料検査依頼書（以下「依頼書」という。）に必要な事項を記載して、検体とともに研究所に提出するものとする。

2 競馬主催者は、研究所と協議の上、前項の依頼手続き、第7条の検査成績の通知等に関し、契約を締結することができる。

(受託)

第5条 研究所は、前条の規定により飼料検査の依頼を受けたときは、依頼書及び検体を点検し、第8条の規定による検査結果の公表について依頼者の同意を得たうえで、これを受託するものとする。

2 研究所は、前項の点検の結果、依頼書及び検体に不備があった場合は、これを受託しないことがある。

(実施)

第6条 研究所は、依頼書に記載された内容のうち、依頼要領に定める検体の識別情報について、依頼者及び競馬主催者と情報を共有して確認した後、検査を実施するものとする。

2 研究所は、必要に応じ、依頼者と協議のうえ、別表に掲げる薬物の一部について検査を省略することができる。

(検査成績の通知)

第7条 研究所は、飼料検査が完了したときは、その成績を所定の飼料検査成績通知書に記入して、速やかに依頼者に通知するものとする。

(検査成績の公表)

第8条 研究所は、第6条第1項に規定する検体の識別情報及び前条の検査成績を、2次元コードを用いてウェブサイトに掲載することにより公表するものとする。

(優先処理)

第9条 研究所は、競馬主催者から緊急に処理し、成績を速報する検体（以下「優先扱い」という。）の飼料検査の依頼を受けたときは、次に掲げる事項につき競馬主催者と協議のうえ、これを受託することができる。

- (1) 優先扱いの理由
- (2) 検体の発送及び到着日時
- (3) 検査依頼件数
- (4) 速報の方法及び日時

(飼料検査の検査料)

第10条 研究所は、依頼者に対して検査成績の通知をしたときは、当該検査に係る検査料を請求するものとする。

- 2 飼料検査の検査料は、1検体当たり33,000円（消費税法（昭和63年法律108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律226号）に定める地方消費税を含む。）とする。
- 3 第1項の請求を受けた依頼者は、請求を受けた日の属する月の翌月末日までに検査料を支払うものとする。

(飼料検査の特例)

第11条 理事長は、特に必要と認めた場合は、第2条に掲げる飼料以外のもの又は別表以外の薬物を対象とした検査を受託することができる。

- 2 前項の規定を適用する場合の検査法及び検査料は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。ただし、内容が軽微な事項は、理事長があらかじめ実施できるものとする。この場合、直後の理事会において承認を得るものとする。

- 2 前項の軽微な事項は、理事会が別に定める。

別 表

番号	薬物名
1	アトロピン
2	カフェイン
3	ジイソプロピルアミン
4	シネフリン
5	スコポラミン
6	テオフィリン
7	テオブロミン
8	モルヒネ

公益財団法人競走馬理化学研究所馬の飼料検査受託規程

附 則（平成30年11月26日 理事長達第14号）

- 1 この通達は、平成30年11月26日から施行する。
- 2 公益財団法人競走馬理化学研究所飼料等薬物検査受託規程（昭和53年規約第2号）は、廃止する。

附 則（令和元年10月28日 理事長達第7号）

この通達は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和4年11月18日 理事長達第16号）

この通達は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年9月27日 理事長達第7号）

この通達は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和7年11月21日 理事長達第16号）

この通達は、令和8年1月1日から施行する。